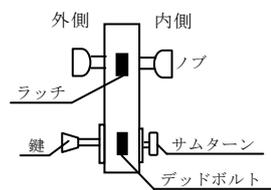
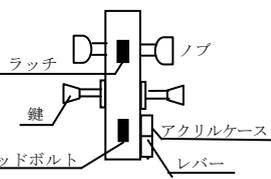
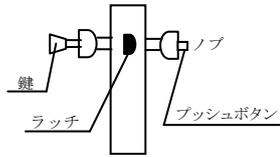
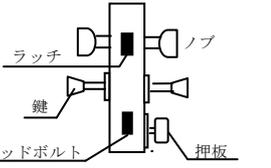
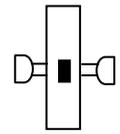
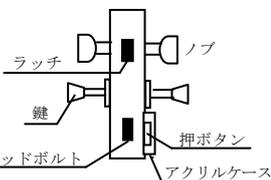


## 第19 避難施設の施錠等

- 1 条例第40条第3号で定める「非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの」とは、次の全てに該当するものをいうものであること。
  - (1) 防火対象物に設置される自動火災報知設備の代表信号により、連動して解錠すること。
  - (2) 常時人の居る場所から、一斉解錠（単独の解錠装置を設ける場合で、その個数が概ね5以下であり、かつ、集中して配置してある場合を含む。）できる操作ボタンを設置すること。
  - (3) 前(1)及び(2)の解錠は、停電時においても動作可能であること。
  
- 2 条例第40条第3号で定める「屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造であるもの」とは、ドアノブの直近に設けられ、容易に認識及び動作のできるものであり、次に掲げるものであること。（別図第19-1参照）
  - (1) 箱錠
  - (2) 非常錠
  - (3) パニックバー
  - (4) 円筒錠
  - (5) 空錠
  
- 3 オートロック管理方式の共同住宅等（寄宿舎等で、当該オートロックを解錠する事により、直接占有部内に立ち入れる形式のもの及び24時間管理をしている防火対象物で、インターホン等で連絡することにより、解錠できるものを除く。）には、消防活動及び救急活動の効率化を図るため、次により解錠装置を設置するよう指導すること。
  - (1) 解錠装置は、壁又は天井面で、その高さが概ね2.5m以下であり、かつ、当該オートロック付近の見易い場所に設置すること。
  - (2) 解錠装置には、「非常用」又は「消」の表示若しくは「消防章」を貼付すること。
  - (3) 自動ドア形式のオートロックは、解錠装置を操作することにより自動又は手動により開放できること。
  - (4) 開き戸方式のオートロックは、停電時においても解錠できるように通電時施錠方式の鍵を用いるか又は蓄電池設備等を設けること。
  
- 4 条例第40条第2号で定める「避難口に設ける戸」とは、屋内から直接地上に通ずる出入口及びその付室の出入口、避難階又は地上に通ずる直通階段及びその付室の出入口（劇場等にあつては他の出入口を含む。）並びに非常の際、避難専用とするために設けた出入口の戸をいうものであること。
  
- 5 条例第40条第2号で定める「避難口に設ける戸」に自動ドアを設ける場合、次のいずれかに該当するものは、同号の「外開き」として取り扱うことができること。
  - (1) 20分間有効に作動できる容量の蓄電池設備が設けられていること。
  - (2) 停電時において、常時開放状態となる方式であること。
  - (3) 火災代表信号により、外開きとなる方式であること。
  
- 6 遊技場等の用途に供する避難口は、原則として条例第40条第2号で定める「避難上支障がない」と認められないものであること。

7 シャッター及びオーバースライダーは、原則として避難口に設ける戸として認められないものであること。ただし、工場等に設ける高速シートシャッター（当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所に限る。）で、停電時に手動で開放ができ、かつ、停電時の対処方法について周知されていると認められるものは、避難上支障がないものと取り扱うことができること。

別図第19-1

鍵の種類	開放方法	鍵の種類	開放方法
<p>No.1 箱錠</p> 	<p>サムターンを回して解錠し、更にノブを回すことにより開放できる。</p>	<p>No.5 パニックバー</p> 	<p>押棒を押すのみで解錠、開放ができる。</p>
<p>No.2 非常錠(1)</p> 	<p>レバーを回して解錠し、更にノブを回すことにより開放できる。ルークースを外すことは一動作として扱わない。</p>	<p>No.6 円筒錠</p> 	<p>内側からノブを回すのみで解錠、開放ができる。</p>
<p>No.3 非常錠(2)</p> 	<p>押板を押すとデッドボルトが引込み解錠、開放ができる。解錠時にはラッチが働いていないものであること。</p>	<p>No.7 空錠</p> 	<p>内、外からノブを回すのみで開放できる。(錠はついていない。)</p>
<p>No.4 非常錠(3)</p> 	<p>押ボタンを押すのみでデッドボルトとラッチが引込み解錠、開放ができる。</p>		